

【平成28年度 評価研修】

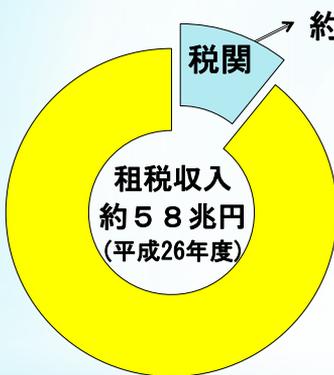
# 関税評価の基礎



平成28年4月14.15日  
名古屋税関業務部  
関税評価部門

1

## 税関における租税収入額について



約8.9兆円（関税・輸入消費税等）  
※事後調査における徴収額等

種 別	平成26年事務年度
申告漏れ課税価格	1,082億円
関税追徴税額	49億円
輸入消費税追徴税額	69億円
追徴税額総計	118億円

全国の税関での関税及び輸入消費税の収入額は  
約8.9兆円と、租税収入の約15%となっている。



国の財政面からも適正な輸入申告、適正な課税が必要

2

## 関税に係る課税要件とは①

### ○関税法第6条（納税義務者）

「関税は、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律に別段の規定がある場合を除く外、**貨物を輸入する者**が、これを納める義務がある。

※消費税法第5条第2項 **外国貨物を保税地域から引き取る者**は、課税貨物につき、この法律により、消費税を納める義務がある。

### ○関税定率法第7条（納税申告）

「申告納税方式が適用される**貨物を輸入しようとする者**は、税関長に対し、当該貨物に係る関税の納付に関する申告をしなければならない。」

※消費税法第四十七条 関税法第六条の二第一項第一号（税額の確定の方式）に規定する申告納税方式が適用される**課税貨物を保税地域から引き取るようとする者**は、次に掲げる事項を記載した申告書を税関長に提出しなければならない。

3

## 関税に係る課税要件とは②

### ○関税法第3条（課税物件）

「**輸入貨物には**、この法律及び関税定率法その他関税に関する法律により、**関税を課する**。」

※消費税法第4条第2項 **保税地域から引き取られる外国貨物**には、この法律により消費税を課する

### ○関税定率法第3条（課税標準及び税率）

「関税は、**輸入貨物の価格**又は**数量**を課税標準として**課する**ものとし、その税率は、別表による。」

※消費税法第28条第3項 保税地域から引き取られる課税貨物に係る消費税の課税標準は、当該課税貨物につき**関税定率法第4条から第4条の9までの規定に準じた算出した価格**（略）とする

関税額 = 課税標準 × 税率（関税率表）

↓  
価格 ⇒ 課税価格  
数量 ⇒ 課税数量

↓  
従価税（課税価格 × ○%）  
従量税（課税数量 × ○円）

4

## 輸入事後調査とは？

輸入事後調査とは、輸入貨物の通関後における税関による税務調査であり、輸入貨物に係る納税申告が適正に行われているかについて事後的に確認し、不適切な税額等を是正するとともに、輸入者に対する適切な申告指導を行うことにより、適正な課税を確保することを目的として実施しています。

### 【輸入事後調査の方法】

貨物の輸入通関後、輸入者の事業所などを個別に訪問して、輸入貨物についての契約書、仕入書その他の貿易関係書類や会計帳簿書類などを調査し、また、必要な場合には取引先などについても調査を行い、輸入貨物に係る納税申告の内容が適切かどうかを確認し、調査の結果、申告内容に誤りがあることを確認した場合には、修正申告等により、不足税額などを納付していただきます。

5

## 関税関係帳簿・関係書類の保存義務

### 関税法第94条

**貨物を輸入する者**は、下記の関税関係帳簿、関税関係書類を保管する義務がある。

#### ①関税帳簿（保存期間7年）

- ・ 輸入帳簿（品名、数量、価格、仕出人の氏名（名称）、輸入許可年月日、輸入許可番号の記載されたもの）
- ・ 輸入許可書・仕入書  
（上記記載事項がすべて記載されたもの）

#### ②関税書類（保存期間5年）

- ・ 輸入申告に係る貨物の契約書、仕入書、運賃明細書、保険料明細書、包装明細書、価格表等
- ・ 総勘定元帳、補助台帳、補助簿、振替伝票、決済書類、契約書、発注書、注文書、往復文書（メール文書含む）

6

## 輸入貨物の課税価格とは

課税価格＝現実支払価格 ＋ 加算要素



**【1994年の関税及び貿易に関する一般協定第7条】**  
2 (a) 輸入貨物の関税上の価格は、関税を課せられる輸入貨物又は同種の貨物の「実際の価額」に基づくものでなければならない（～以下略）  
(b) 「実際の価額」とは、（～略～） 通常の商取引において完全な競争的条件の下に販売され、又は販売のために提供される価格をいう。（～以下略）



課税価格＝通常の商取引における販売価格

7

## 通常の商取引における販売価格とは

課税価格＝通常の商取引における販売価格

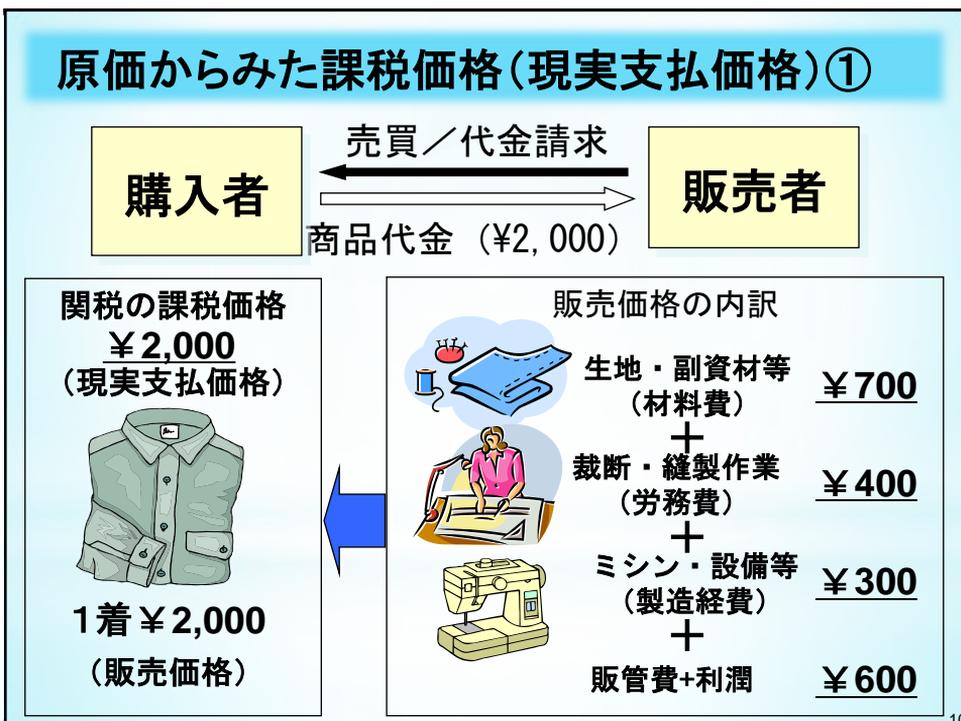
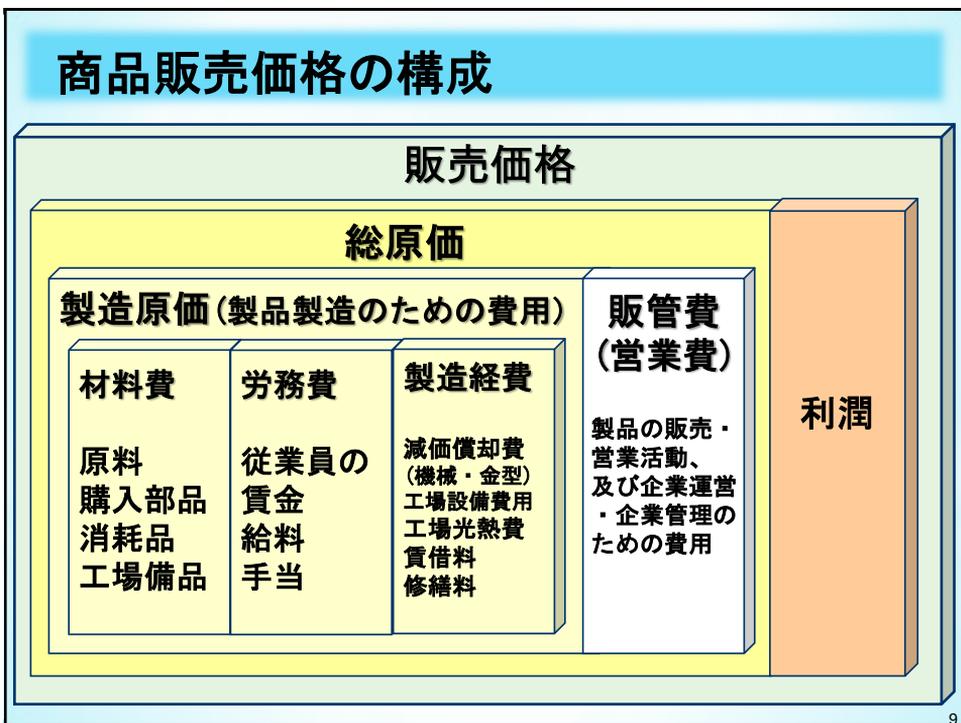


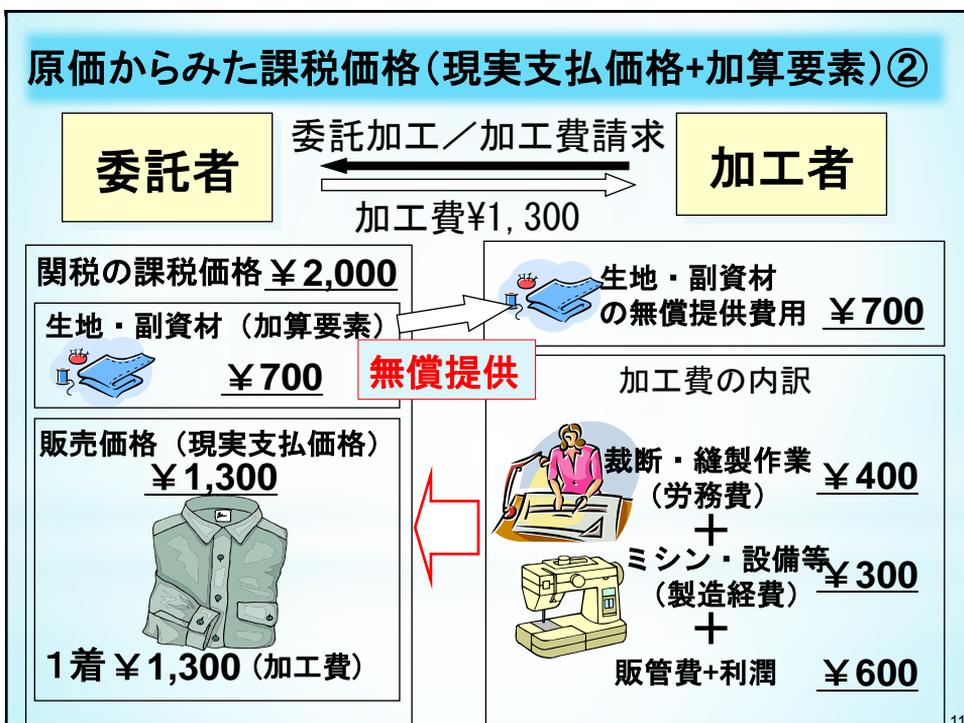
**【通常の商取引における販売価格】**  
通常の商取引における販売価格とは、資本関係など、特殊関係のない独立した第三者との公正な取引関係のもとで設定される販売価格をいう。



**【公正な取引関係のもとで設定される販売価格】**  
**①適正な製造原価＋②適正な販管費＋③適正な販売利潤**  
により算出された販売価格

8





## 現実支払価格とは

現実支払価格とは、買手が売手に対して又は売手のために、輸入貨物に係る取引の状況その他の事情からみて当該輸入貨物の輸入取引をするために現実に支払った又は支払うべき総額をいう。

### 現実支払価格の構成要件

買手が

- ① **輸入貨物又は輸入貨物の輸入取引に関して、**
- ② 売手に対して行う支払い (別払金：直接支払い) または、
- ③ 売手のために、売手以外の第三者に対して行う支払い (別払金：間接支払い)

## 買手により売手に対し又は売手のために行われた支払いとは(別払金)

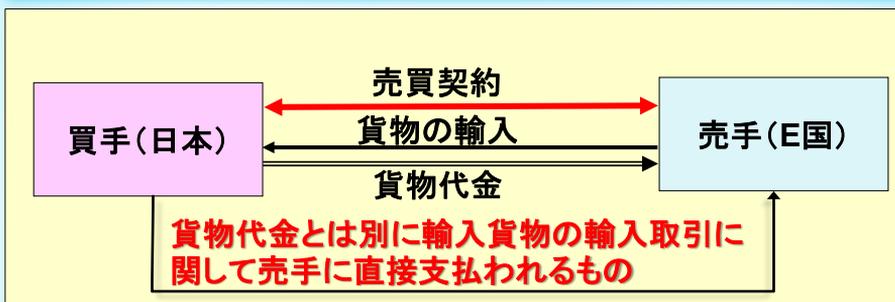
別払金とは、輸入貨物に係る仕入書価格（販売単価）の支払いに加えて、当該**輸入貨物に係る取引の状況その他の事情**からみて、当該**輸入貨物の輸入取引をするために**買手から①売手又は②売手のために（売手以外の第三者に）支払われるもの。  
※定率法基本通達4-2の2



①輸入貨物の生産に関して、又は、②当該輸入貨物に係る取引に関する契約内容、取引実態、取引関係者の当該取引における役割、その他当該取引に関する事情を総合的に判断して、当該輸入貨物の輸入取引をするために、買手から売手又は売手以外の第三者に支払われるものは、現実支払価格の一部を構成する。  
※定率法基本通達4-2(1)

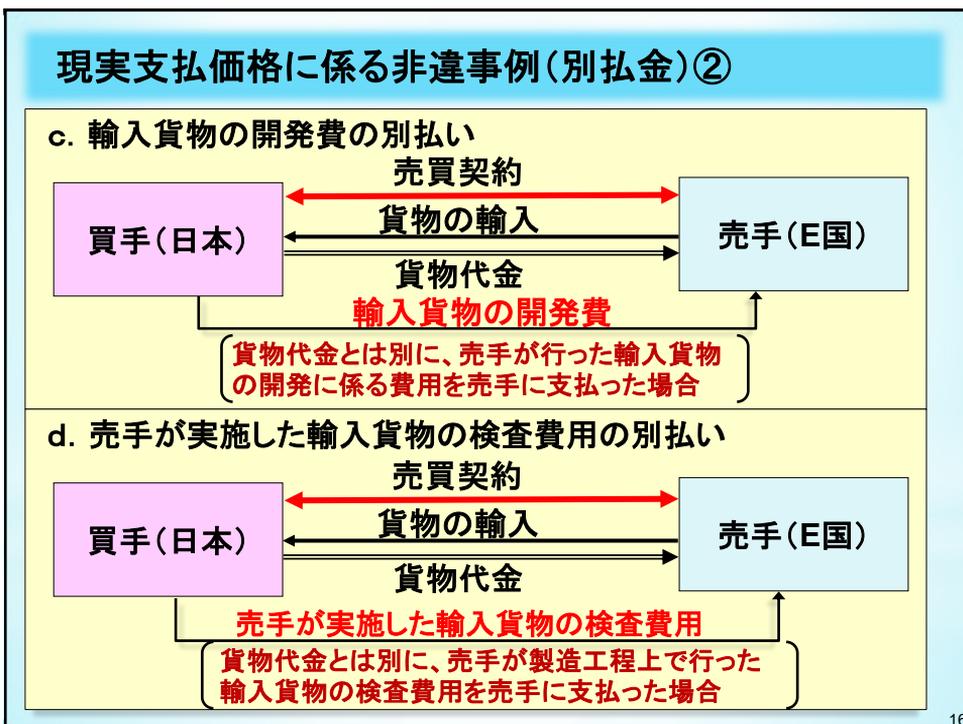
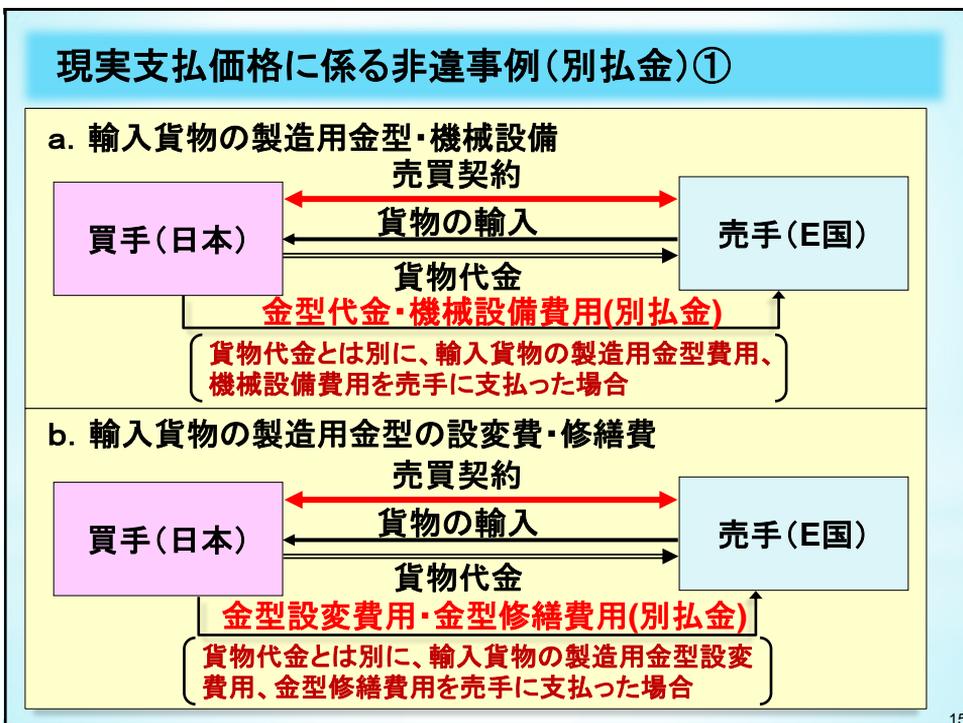
13

## 輸入貨物の別払金とは？



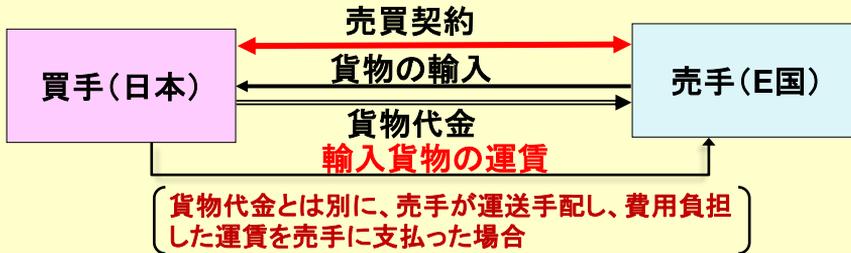
**輸入貨物の売買契約に基づき**貨物代金とは別に買手から売手(または製造者)に開発費・機械設備費用・金型代・材料費、運賃、検査費用、価格調整金等が支払われている場合には、輸入貨物につき買手から売手に支払われた現実支払価格(直接支払い)として関税定率法第4条第1項に基づき、輸入貨物の課税価格に算入することとなる。

14

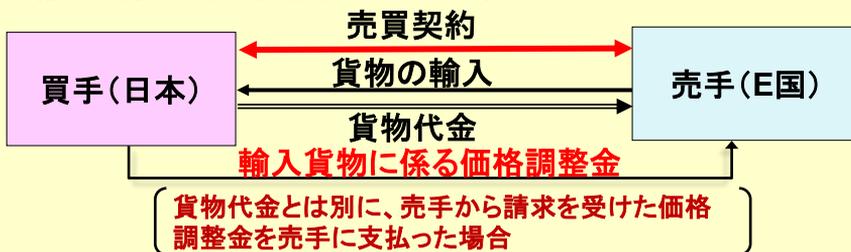


## 現実支払価格に係る非違事例(別払金)③

## e. 輸入貨物の運賃の別払い



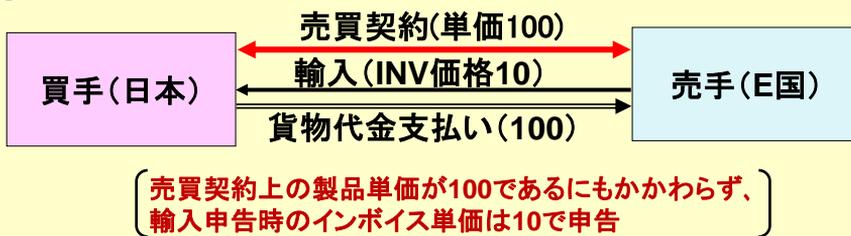
## f. 輸入貨物に係る価格調整金の別払い



17

## 現実支払価格となる事例(インボイス誤り)④

## g. 輸入貨物代金の低価申告



## h. 輸入貨物代金の前払金計上もれ



18

## 現実支払価格に含まれないものとは？

輸入貨物に関係のないもの、又は、輸入貨物の輸入取引（販売）に関係のない費用を売手又は売手以外の第三者に対して支払っていても、当該費用は現実支払価格（別払金）に含まれない。



- ①買手が自己のために行う活動費用のうち、売手以外の第三者に支払う輸入貨物の国内販売のための広告宣伝費、販売促進費、アフターサービス費用等
- ②買手が売手に支払う出資金に対する配当金、融資に対する利子等

※定率法基本通達4-2(4)

19

## 現実支払価格から控除されるものとは？

買手が売手に支払った輸入貨物の輸入取引に関する支払の総額のうち、下記の費用については、その額を明らかにできる場合には現実支払価格から控除される。



- ①輸入後に行われる輸入貨物の据付け、組立て、整備又は技術指導に要する役務の費用
- ②輸入港到着後の国内運送費用等
- ③本邦において課される関税その他の公課
- ④輸入貨物の売買に関する延払金利 ※定率法施行令第1条の4

※延払金利とは、売買対象物の代金支払いを一定期間猶予（例：3ヶ月後支払）した場合に、買手が売手に支払う金利（ユーザンス：支払猶予）

（注）売手が商品仕入時に仕入先等に支払った金利を買手に請求してきた場合には、当該金利は売手の仕入経費となり、課税価格に算入。

20

## 加算要素とは

- ①現実支払価格(買手から売手に直接又は間接に支払われるもの)に**含まれていない限度において**、加算要素として規定されている費用を加算する。
- ②加算要素に係る費用の加算は、**客観的かつ数値化された資料**に基づいて行う。
- ③複数の輸入貨物に係る加算要素に係る費用が一括して支払われる場合には、**原則としては合理的な方法により按分して加算**する。  
ただし、当該費用の按分が困難で輸入者の希望があり、課税上支障がない場合は一括加算も可能。

22

## 加算要素の種類

現実支払価格に含まれていない限度において、下記の費用を加算

- ①輸入港までの運送費用・保険料(1号)
- ②輸入取引に関して買手により負担される仲介料その他の手数料(買付手数料除く)(2号イ)
- ③輸入貨物の容器・包装費用(2号ロ・ハ)
- ④輸入貨物の生産のための材料・部品・金型・工具・消耗品(3号イ・ロ・ハ)
- ⑤輸入貨物の生産のための技術・設計等(本邦開発除く)(3号ニ)
- ⑥輸入貨物の輸入取引をするために、買手が支払う特許権・意匠権・商標権等の使用の対価(ロイヤルティ)(4号)
- ⑦売手帰属収益(5号)

23

## 無償提供された物品・役務とは

輸入貨物の**生産及び輸入取引**に関連して、買手により**無償で又は値引き**をして提供された物品又は役務の費用は課税価格に算入される。

- イ. 輸入貨物に組み込まれている**材料、部分品等**
- ロ. 輸入貨物の生産のために使用された**工具、鑄型等**
- ハ. 輸入貨物の生産の過程で**消費**された物品
- ニ. 技術、設計その他当該輸入貨物の生産に関する**役務**  
(本邦で開発されたものを除く)



全て製品の製造原価（輸入貨物の生産のための費用）に該当するもの

24

## 無償提供された物品・役務の費用とは

物品・役務の費用とは、

**買手の取得価格（購入費・生産費・開発費）に**

- ・ **提供物品・役務の生産・開発・取得に関して買手が負担した費用**
- ・ **提供物品・役務を提供するために要した費用で買手が負担したもの**

を加算したもの

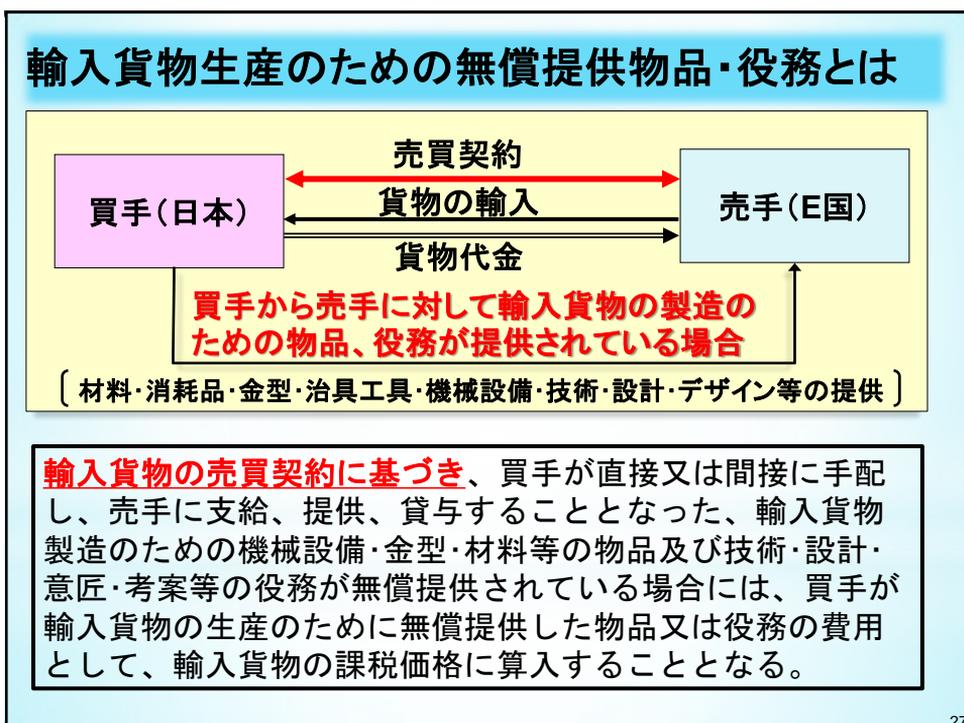
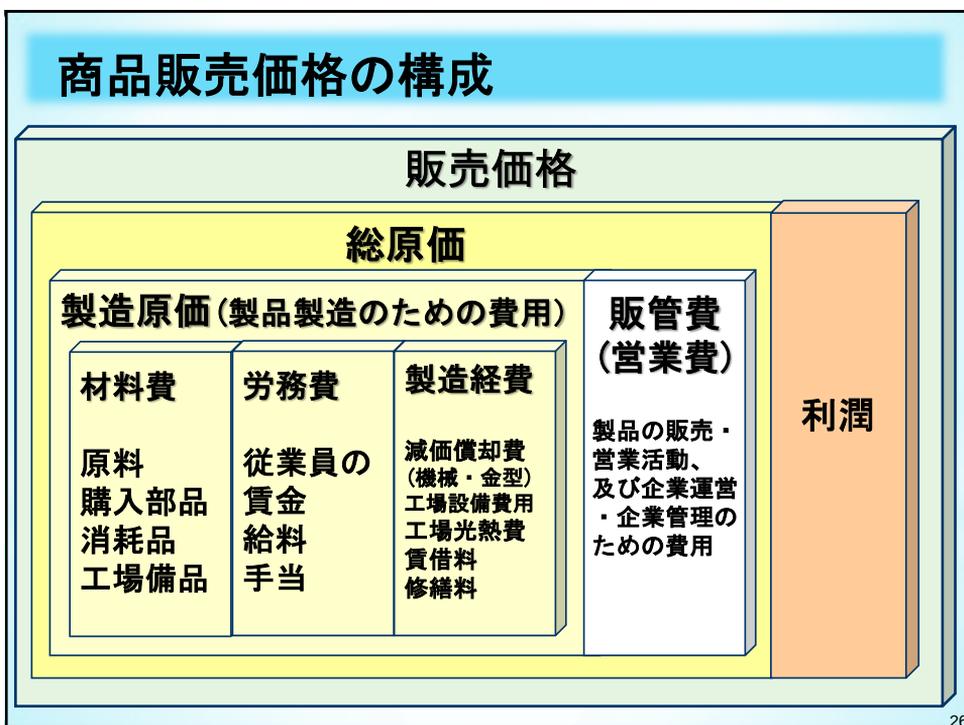
※定率法施行令 1 条の5第2項・4項



買手が提供した物品・役務の費用

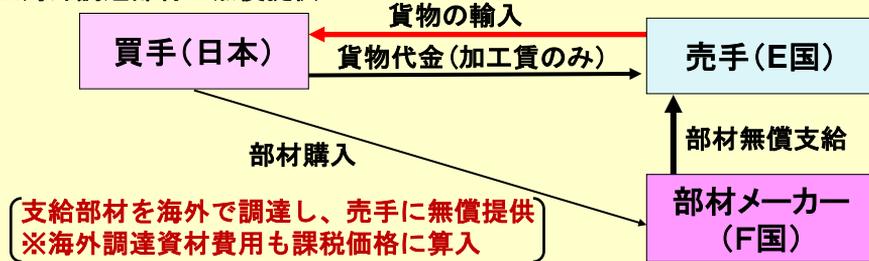
- ①買手の取得価格＋②物品・役務の取得又は提供に要する費用  
(買手が直接又は間接に負担したもの)

25

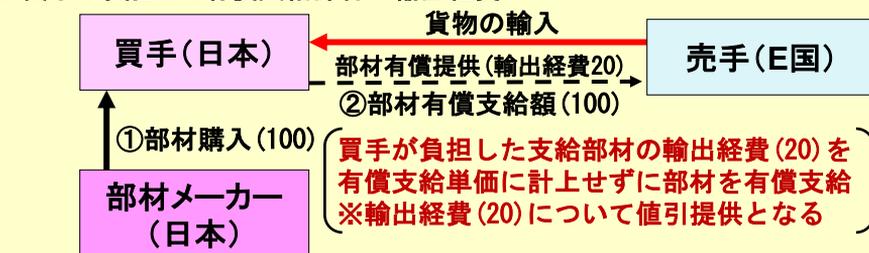


## 無償又は値引提供物品費用の非違事例①

## a. 海外調達部材の無償提供

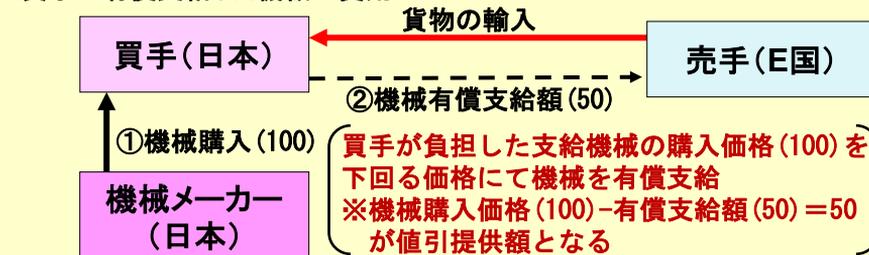


## b. 買手が負担した有償支給部材の輸出経費



## 無償又は値引提供物品費用の非違事例②

## c. 買手が有償支給した機械の費用

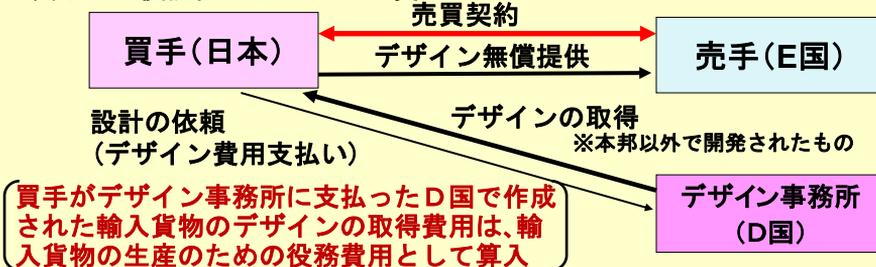


## d. 買手が負担した梱包費用

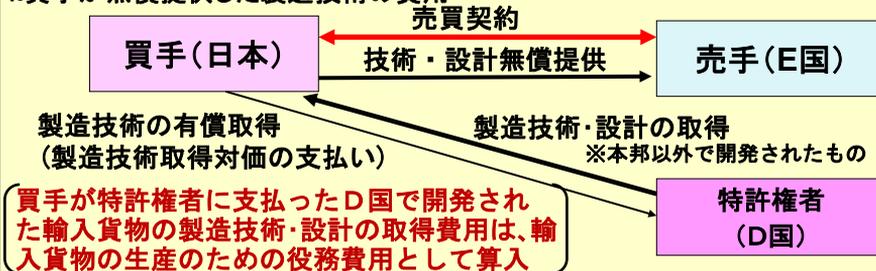


## 無償又は値引提供物品費用の非違事例③

e. 買手が無償提供したデザインの費用



f. 買手が無償提供した製造技術の費用



30

原則的な課税価格の決定方法(現実支払価格)による  
ことができない貨物

## ① 輸入取引によらない貨物

- ・ 無償貨物
- ・ 委託販売による貨物
- ・ リース契約による貨物 等

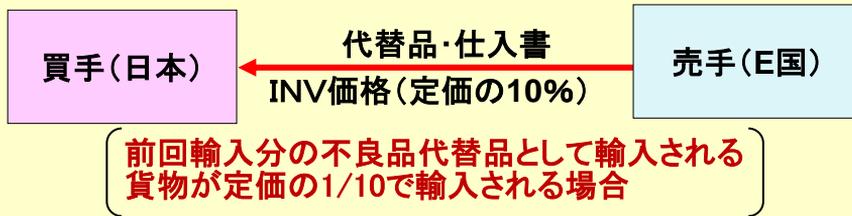
## ② 輸入取引はあるが特別な事情がある場合

- ・ 輸入貨物の処分又は使用につき制限があること  
(展示用のみに制限、無償アフターサービス用のみに制限)
- ・ 特殊関係(5%以上の株式を保有、役員、支配関係等)により取引価格に影響が認められる場合 等

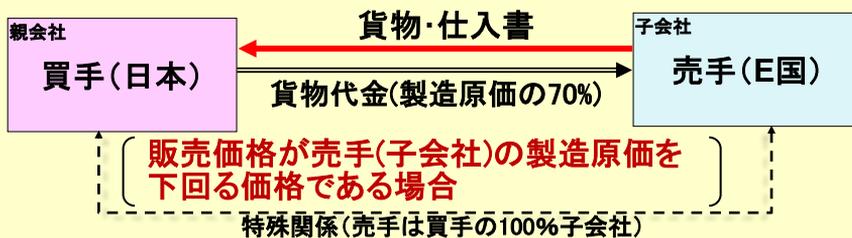
31

## インボイス価格での納税申告が認められない事例

### a. 不良品の代替品として輸入する貨物



### b. 特殊関係により販売価格に影響があると認められる場合



32

## 原則的な課税価格の決定方法(現実支払価格)による ことができない貨物の評価方法

原則的な課税価格の決定方法によれない貨物の課税価格は、以下の規定により課税価格を決定する。  
なお、適用条項の適用順序は①～④の順となるが、輸入者が希望する旨を申し出たときは、②国内販売価格からの逆算、④製造原価に基づく積算、の適用順位の入れ替えが可能となる。

- ①同種・類似貨物の取引価格(第4条の2)
- ②国内販売価格からの逆算(第4条の3第1項)
- ③製造原価に基づく積算価格(第4条の3第2項)
- ④最後の評価方式(第4条の4)

33

## 評価申告とは

### ○関税法第7条

申告納税方式が適用される貨物を輸入しようとする者は、税関長に対し当該貨物に係る納付に関する申告をしなければならない。

〔輸入申告に記載されている事項(価格)のほか、所属区分・税率・納付すべき税額等を記載して提出〕

貨物の課税価格の計算につき、4条1項の規定の適用を受ける場合で、仕入書、運賃明細書等のみでは課税価格の計算が明らかにならない場合、または、4条の2以下の規定の適用を受ける場合（関税法施行令第4条第1項第3号）

### 評価申告が必要！！

〔課税価格の計算の基礎及びこれに関連する事項等を記載した書類（評価申告書）を税関長に提出〕

※同一人との継続した取引に係るもので、記載事項が同一内容の場合には、包括評価申告書の提出が可能)

34

## 評価申告制度について

評価申告とは、納税申告に際し、申告書に添付される仕入書等のみでは課税価格の計算の基礎が明らかにならない場合に、当該課税価格の計算に必要な事項を評価申告書（税関様式C-5300・C5310）により提出することができる制度です。

評価申告には、①個別評価申告と、②包括評価申告があります。包括評価申告は、同一の内容の輸入取引が継続して行われる場合に、納税申告に先立って、課税価格の計算方法を記載した包括評価申告書を税関に提出し、審査を受ければ、当該評価申告書の適用期間内（最長2年間）は、個別評価申告を省略することができます。

※包括評価申告書は、納税申告の一環として納税者が行う申告であり、税関が交付した包括評価申告書は税関としての見解を示すものではありません。関税評価上の税関の見解を確認したい場合には、文書による事前教示制度をご利用ください。

35

## 関税評価に係る事前教示制度について

関税評価に係る事前教示は、輸入者が納税申告を適切に行うことができるように、輸入予定貨物に係る関税評価上の取扱い（法令の解釈・適用等）に関する照会に対して税関が回答を行うものです。

### ①文書による照会

文書による照会に対する**文書回答の内容は**、有効期限（最長3年間）内に行われた当該文書照会・回答の**対象取引に係る納税申告の審査上尊重されます**。また、税関に対して意見の申出を行うことができます。

### ②口頭・インターネットによる照会

口頭・インターネットによる照会に対する口頭・インターネットでの回答の内容は、納税申告の審査上尊重されるものではなく、また、意見の申出を行うことができません。

36

## 「税関ホームページ」の「関税評価事例ページ」

The screenshot shows the Japan Customs website interface. At the top, there is a navigation bar with the Japan Customs logo and the text '税関 Japan Customs'. Below this, there are several menu items: 'ホーム', '海外旅行の手続き', '輸出入の手続き', '水際での取扱い', '貿易統計', and 'カスタムスアンサー'. A secondary navigation bar lists various offices: '全国の税関', '函館', '東京', '横浜', '名古屋', '大阪', '神戸', '門司', '長崎', and '沖縄'. The main content area is titled '輸入貨物の関税評価事例' (Import Valuation Case Studies) and contains three links: '置蔵応答事例', '関税評価に関する取扱事例について(別紙事例1～21・事例22～44)(平成19年6月26日財関第876号)', and '事前教示回答(関税評価)'. On the right side, there are two sidebars. The first sidebar is titled '関税局・税関の組織' (Customs Organization) and lists: '関税局・税関の紹介', '関税中央分析所・税関研修所', '税関所在案内', and '所管の法人に関する情報'. The second sidebar is titled '関税政策・税関行政' (Customs Policy and Administration) and lists: '所管法令等' and '特殊関税'.

37

## 「税関ホームページ」の「関税評価質疑応答事例」

このページの本文へ
→ サイトマップ
→ English

### 税関

Japan Customs

文字サイズ + 大きく - 小さく

元に戻す

ホーム
海外旅行の手続き
輸出入の手続き
水陸での取扱い
貿易統計
カスタムスプアサー

全国の税関
函館
東京
横浜
名古屋
大阪
神戸
門司
長崎
沖縄

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [課税価格の計算方法](#) > [質疑応答事例](#)

#### 質疑応答事例

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

- ▶ [輸入貨物の取引価格による方法\(関税法第4条第1項関係\)](#)
  - ・ [輸入取引の認定](#)
  - ・ [現実支払価格](#)
    - (現実支払価格に含まれる費用)
    - (現実支払価格に含まれない費用)
    - (相殺の取扱い)
    - (値引きの取扱い)
  - ・ [加算要素の取扱い](#)
    - (輸入港までの運賃、保険料等)
    - (手数料)
    - (輸入貨物の容器、包装に要する費用)
    - (無償提供物品、役務)
    - (ロイヤルティ等)
- ▶ [輸入取引に関する特別な事情\(関税法第4条第2項関係\)](#)
- ▶ [同種又は類似の貨物の取引価格による方法\(関税法第4条の2関係\)](#)
- ▶ [特種な輸入貨物に係る課税価格の決定\(関税法第4条の4関係\)](#)
- ▶ [空貨又は損傷に係る輸入貨物の課税価格\(関税法第4条の5関係\)](#)
- ▶ [航空運送貨物等に係る課税価格の決定の特例\(関税法第4条の6関係\)](#)
- ▶ [価格の騰貴に用いる外回為替相対\(関税法第4条の7関係\)](#)

#### 関税局・税関の組織

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研究所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)

#### 関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特種関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)
- ▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- ▶ [地域協力\(APECD\)](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

## 「税関ホームページ」の「関税評価事前教示回答」

このページの本文へ
→ サイトマップ
→ English

### 税関

Japan Customs

文字サイズ + 大きく - 小さく

元に戻す

ホーム
海外旅行の手続き
輸出入の手続き
水陸での取扱い
貿易統計
カスタムスプアサー

全国の税関
函館
東京
横浜
名古屋
大阪
神戸
門司
長崎
沖縄

現在位置: [ホーム](#) > [輸出入手続](#) > [事前教示回答\(関税評価\)](#)

#### 事前教示回答(関税評価)

注意: このページのリンクにはPDFデータへのリンクがあります。

回答年月日	回答税関	照会事項
平成27年11月13日	名古屋税関	買手が業務委託契約に基づき海外子会社を支払う手数料の取扱いについて <span style="color: red;">New</span>
平成27年6月12日	東京税関	買手が受けるサンプル値引きに基づく輸入取引の取扱いについて
平成27年6月12日	東京税関	買手が受けるサンプル値引きの取扱いについて
平成27年1月7日	東京税関	資金回収目的で輸入した貨物の最終含有量を決定するにあたって、分析を依頼した第三者分析機関を支払う分析費用の取扱いについて
平成26年12月15日	大阪税関	ライセンス契約に基づき支払われるミニマムロイヤルティの取扱いについて
平成26年10月15日	横浜税関	輸入者が支払うロイヤルティの関税評価上の取扱いについて
平成26年10月9日	名古屋税関	買手が納税権者に対して支払うロイヤルティについて
平成26年9月19日	東京税関	FOB条件において輸入貨物の引渡し前に行われる検査及び製造者一様品会社間の往復輸送に要した費用の取扱いについて
平成26年7月18日	東京税関	衣類の輸入取引において買手が支払う業務委託料の取扱いについて
平成26年6月30日	東京税関	FTA条件で売手から買手に貨物が引き渡された後に発生する海外の保税地区での保管料等について
平成26年6月27日	神戸税関	買手により業務委託者に支払われる手数料の取扱いについて
平成26年6月11日	東京税関	買手が業務委託契約に基づき支払う手数料及び検査機関を支払う検査費用の取扱いについて

#### 関税局・税関の組織

- ▶ [関税局・税関の紹介](#)
- ▶ [関税中央分析所・税関研究所](#)
- ▶ [税関所在案内](#)
- ▶ [所管の法人に関する情報](#)

#### 関税政策・税関行政

- ▶ [所管法令等](#)
- ▶ [特種関税](#)
- ▶ [審議会・研究会](#)
- ▶ [政策評価\(関税局・税関関連\)](#)
- ▶ [国際機関\(WTO・WCO\)](#)
- ▶ [地域協力\(APECD\)](#)
- ▶ [経済連携協定\(FTA/EPA\)](#)

39

19

ありがとうございました

名古屋税関業務部関税評価部門

40